

羅針盤

2023年1月、2月号

謹賀新年

銀山温泉

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

さて、昨年を振り返れば、ウクライナ戦争、コロナ禍、元首相暗殺、急激な円安、インフレと歴史的激動の一年でした。年が明けたからと言って山積する問題が解決したわけではありません。

一方、今年の大河ドラマは、「どうする家康」です。そのまま「どうする経営者」と置き換えてください。なぜなら働き方改革、残業規制、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入、コストの取引価格への転嫁等々、最早、過去の成功体験や手法では簡単に解決しない異次元の経営環境だからです。

しかし、嘆いてばかりでは前に進めません。迅速に対処できることを先行し、難題は腰を据えて取り組むしかありません。日本社会にとって政治や行政の役割は重要ですが、会社は日本経済を形作る根幹です。良い会社が増えることは、この国に暮らす人たちの幸福につながります。

今こそ経営者としての使命を自覚し、気概を持って挑戦する年にしようではありませんか。この一年、経営者の皆さんに寄り添い共に考え、解決策を見つける一助になればと微力ながら願っています。「冬来たりなば春遠からじ」。多様な技術革新により反転攻勢の息吹を感じる一年にしたいものです。

知っておきたい税知識

テーマ 「交際費等」



今回は「交際費等」の基本と税務調査に備えてやるべきことを押さえましたね。今回は、「交際費等」にまつわる税務のQ&Aをご紹介します。

Q 1

当社は私一人だけの会社です。仕事が忙しく、先日気分転換に一人でバーへ飲みに行ってきました。これは交際費として処理しようと考えておりますが、大丈夫でしょうか？

A 1

お気持ちはわかりますが、**交際費としてはもちろん、会社の経費として計上することはできません**。交際費は相手があつてのことで、個人的な飲食は仕事と直接関係ないと言えます。事業に関係のないものですから、福利厚生費などほかの費用にも該当しません。



Q 2

Q 1の社長です。お客様と飲みに行った場合は、どうなるのでしょうか？

A 2

お客様は事業に関係のある方ですから、少なくとも会社の経費となります。また、お相手がお客様で、目的が慰安や供応でしょうから、交際費等となります。

一人あたりの金額が五千円以下であれば、税務上の交際費等に該当しませんので、会議費などの勘定科目で処理は可能です。

その際には、**領収書等の裏面に相手先の名前や人数等を記載**しておいてください。



Q 3

取引先に不幸があり、通夜に参列しました。その際に香典を包んだのですが、領収書をもらうわけにもいかず、そのまま帰ってきてしまいました。こちらの処理はどうしたらよいのでしょうか？

A 3

通夜の場合に「領収書をください」というわけにはいきませんよね。香典返しに礼状などが入っていませんでしょうか？**その礼状の裏に金額を書いて経理処理をする**ようにしてください。社内で規程を作っていて、その金額に合うように支払っていれば、特に問題になることはありません。

婚礼に招待された際には、招待状とともに同じ処理をすれば大丈夫です。



Q 4

私の会社A社と、同業者B社とで共通のお客様を飲食にご招待しました。飲食代の総額が10万円で参加者が10名でした。

飲食代はA社・B社で折半し、5万円ずつ飲食店から領収書をもらってきました。今回は5万円÷10名で一人あたり五千円以下となりましたので、会議費として会計も税務上も処理しようと思っておりますが問題はないのでしょうか？

A 4

問題があります。一人あたりの飲食費の計算は「**飲食費等の総額 ÷ 飲食等の総参加人数**」で求められます。ですから、この場合は一万円が一人あたりの飲食費です。

ビジネスでは飲食の費用を折半することが時折見受けられますが、本来であればA社が総額で領収書をもらい、半額をA社からB社へ請求するというのがスッキリするところですが、難しい場合は、領収書の裏に支払総額を記載しておくことが必要です。

ごまかしは「仮装・隠ぺい」として重加算税の対象となりますので、誤解を招くような行為にご注意ください！！



企業の経営実務 ～時間外労働賃金割増率の引上～



政府の推進する働き方改革の一環として、**2023年4月1日**からすべての事業場において**月60時間を超える時間外労働**の割増率が従来の25%から**50%**に引き上げられます。

経緯

この改正は労働者の過重労働による健康被害の防止とワークライフバランス推進を目的として2019年に施行されましたが、中小企業についてはこれまで猶予されていました。この猶予期間が今年3月で終了し、4月から大企業と同様の割増率が適用されます。

対象となる労働時間

1箇月の時間外労働時間数を累計して60時間までは25%、**60時間を超えた時間に対しては50%以上**の率で計算した割増賃金の支払いが義務付けられます。

例：1箇月の時間外労働時間数が80時間の場合

60時間分	・・・	25%
20時間分	・・・	50%

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間数の算定には、**法定休日の労働時間は含まれません**。

【例】完全週休2日制（土・日休み）の場合

月	火	水	木	金	土	日
---	---	---	---	---	---	---

1日8時間・週40時間を超える労働時間
通常:25% 月累計60時間超:50%
60時間に含まない(すべて35%)

※法定休日…毎週少なくとも1日、または4週間を通じて4日以上を指し、この日に労働させた場合は**35%**の割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働が深夜（22:00～5:00）の時間帯に該当する場合の割増率は以下のとおりです。

深夜割増率 25%+時間外割増率 50%=75%

代替休暇

増加分の割増賃金支払いに代えて**有給の休暇(代替休暇)**を与えることができます。

- ・労使協定の締結が必要です。
- ・賃金として受けるか代替休暇を取得するかは**労働者の意思**によります。使用者がどちらかを強制することはできません。
- ・休暇に代替できるのは割増率50%のうち増加分の25%のみです。通常割増分**25%分**については**金銭**で支払わなければなりません。

就業規則（賃金規定）の変更

＜就業規則の記載例＞

第〇条 1箇月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとする。この場合の起算日は毎月1日とする。

- ①時間外労働 60時間以下・・・25%
- ②時間外労働 60時間超 ……50%

助成金等の活用

必要な費用の一部を国が助成する「働き方改革推進支援助成金」の制度が設けられています。

【助成対象となる費用の例】

勤怠管理システム導入費用、就業規則改正費用 など

【助成率】 75%（一定の要件を満たした場合 80%）

【助成額】 最大 250万円（ " 490万円）

まずは**残業時間の実態を把握**し、前号でお届けした**業務効率化**の取組により負担を最小限に抑える方策が不可欠です。

● 今月・来月の税務



1月

源泉所得税の納付はお済ですか？
令和4年7～12月分の源泉所得税（納期特例）の納付期限は**1月20日（金）**です。忘れずにお願いたします。

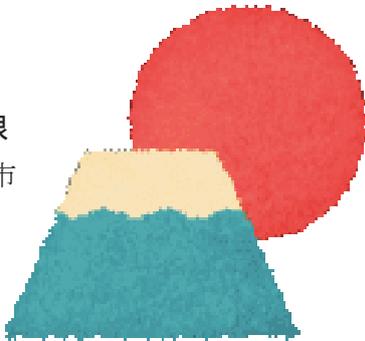
* 1/31 期限

- ・固定資産税の償却資産の申告
- ・個人の道府県民税、市町村民税（第4期分）
- ・支払調書（同合計表）の提出
- ・源泉徴収票の交付
- ・給与支払報告書の提出

2月

* 2/28 納付期限

- ・固定資産税都市計画税の納付（第4期分）



● お知らせ



確定申告に用意する書類

確定申告の時期が近づいてまいりました。令和4年分の決算・申告に向けて、下記の資料等を早めにご用意ください。

決 算

- ★ 令和4年12月31日現在の棚卸金額
- ★ 令和4年12月31日現在の売掛金、買掛金、未収金、未払金の金額及び内容
- ★ 事業用現金及び預金の残高 など

申 告

- ★ 給与・年金・配当等の源泉徴収票
- ★ 国民健康保険・国民年金・介護保険の支払証明書
- ★ 生命保険・地震（損害）保険の支払証明書
- ★ 寄附先から受け取った寄附金受領証明書（領収書）※ふるさと納税を行った方は必ずご用意を
- ★ 医療費の領収書等（セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組を証する書類）
- ★ 満期保険金等の受取明細書 など

あ と が き

新年恒例、事務所スタッフの年頭所感です。

※ 「継続は力なり」

毎日6,000歩以上歩き、腹筋50回を続け、年齢に負けない体力をつける！（石川秋）



※ 昨年末に結婚いたしました♡
心強いパートナーを得て、より一層仕事に励みたいと思います！
名前は変わりませので、引き続き「原田さ～ん」とお気軽にご連絡くださいませ（^^）（原田）

※ 5か年計画スタートの年です。
「よーい、始め!!!」（山田）

※ 日々、家事と仕事に追われ、時間が足りない！！でも…ストレスフリー。
充実してるんですね～（^^）（大須賀）



※ 子育てが終わり定年を数年後に控えた今、家庭と職場以外の「居場所」を作るべく興味や交友を広げる年にします。目指せ脱：人見知り！（川崎）



※ 娘が今年、中学に進学します。学ぶことが多くなりますね。私も娘に負けないように、常に学び成長したいと思います。（角谷）



発行 刈谷市高須町長44番地1
カーサヨサミ1F
Tel 0566-25-0936
Fax 0566-25-0937
<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>
税理士法人 あおみ総合